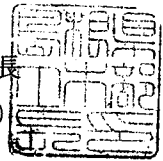


土総第457号

令和元年10月4日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島根県土木部長
(土木総務課)



長期大規模工事等に関する消費税の返納事務等について (送付)

このことについて、別添通知のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、取扱いについて会員の方々に周知徹底していただきますようお願いいたします。

なお、このことについては別紙お知らせのとおり本県土木総務課建設産業対策室ホームページ (お知らせ) においても掲載しておりますので申し添えます。

土総第457号
令和元年10月4日

総務部営繕課長様
各県民センター所長様
隠岐支庁県民局長様
隠岐支庁農林局長様
隠岐支庁水産局長様
隠岐支庁県土整備局長様
防災部消防総務課長様
農林水産部各課長様
各農林振興センター所長様
各水産事務所長様
土木部各課長様
各県土整備事務所長様
浜田河川総合開発事務所長様
出雲空港管理事務所長様
宍道湖流域下水道管理事務所長様
浜田港湾振興センター所長様

土木総務課長

長期大規模工事等に関する消費税の返納事務等について（通知）

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）附則第16条第1項において準用する第7条第1項の規定に基づき、指定日（平成31年4月1日）から施行日（令和元年10月1日）の前日までの間に締結した消費税法（昭和63年法律第108号）第17条第1項に規定する長期大規模工事又は同条第2項に規定する工事（以下「長期大規模工事等」という。）の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡を行う場合において、当該長期大規模工事等に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該長期大規模工事等の目的物のうち、当該長期大規模工事等の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定めるところにより計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る部分については、旧税率（消費税と地方消費税を合わせた税率は8%）とされています。

このことに伴い、平成31年4月16日付土総第57号「消費税率改正に伴う建設工事等の取扱いについて」に付随し、長期大規模工事等に関する消費税の返納事務等について、下記のとおり定めましたので、適切に処理していただきますようお願いします。

記

1. 収入事務の対象となる長期大規模工事等 ((1)、(2) いずれかに該当するもの)

(1) 消費税法第 17 条第 1 項に規定する長期大規模工事

引渡しの期日までの期間が 1 年以上で請負額が 10 億円以上の工事 (消費税法第 7 条第 1 項が引用する所得税法第 66 条第 1 項及び法人税法第 64 条第 1 項)

(2) 消費税法第 17 条第 2 項に規定する工事

所得税法第 66 条第 2 項又は法人税法第 64 条第 2 項の規定により工事進行基準の方法により経理することとしている工事

※工事進行基準とは

決算期末に工事進行程度を見積り、適正な工事収益率によって工事収益の一部を当期の損益計算に計上する。

→消費税率は、令和元年 9 月 30 日までの工事進行基準に従って計算した対価の額は 8%、令和元年 10 月 1 日以降の対価の額は 10%となる。

2. 収入事務のフロー

①受注者から目的物の引き渡し後、工事進行基準に従って計算した対価の額が通知される。

②発注者は①により通知された額に基づき納入通知書を発行する (収入先は当該事業の予算主管課の「款 14. 項 08. 目 05. 節 04. 細節 90 その他雑入」とする)

③予算主管課は収入金額確認後、歳入予算を要求する。また、事業費に国費を含む場合で、返還が必要となる場合には、返還金として歳出予算を併せて要求する。

④予算主管課は国費の返還を行う場合、返還時期や方法について、国と調整を行った上で、国費の返還手続きを行う。

3. その他留意事項

・事業者から通知を行う場合の様式は別紙 2 のとおりとします。

・受注者からの通知額の適正性の確認については、改正消費税法等の一連の法体系の中で国税庁において判断されるものであるため、発注者たる県は、特に確認を要しません。

・事業者から工事進行基準に従って計算した対価の額が発注者へ通知された場合、返納時期や方法について、各予算主管課と十分に調整を行ってください。

4. 事務管理システムの入力等

別紙 3 のとおり

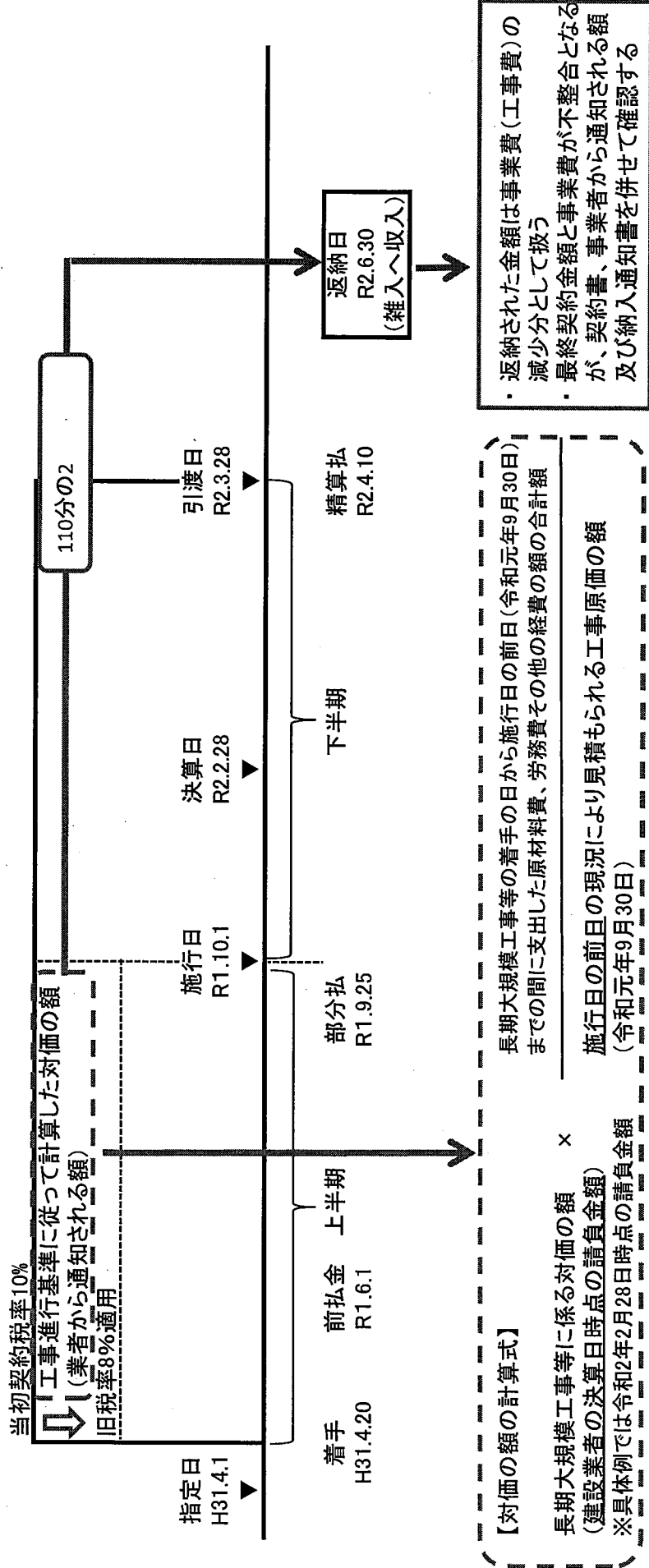
長期大規模工事等に関する消費税の返納事務について(イメージ)

- ①長期大規模工事(引き渡しの期日までの期間が1年以上で請負額が10億円以上の工事)
- ②その他(工事進行基準の方法により経理することとしている工事)

- 上記①、②のいずれか場合、「工事進行基準に従って計算した対価の額」は旧税率(8%)を適用
- ③受注者から目的物の引き渡し後、遅滞なく工事進行基準に従って計算した対価の額が通知される
- ④受注者から通知された、対価の額に110分の2を乗じて得た額を納入通知書により返納させる

【具体例】

※平成31年4月1日～令和元年9月30日までの支払いは旧税率で計算、残額は完成時もしくは当該会計年度の出来高完成時



様式

年 月 日

(発 注 者 名) 様

受注者 住 所
氏 名 印

通知書

当該工事に際し、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において準用する第7条第1項の規定の適用を受けましたので、同条第4項の規定に基づき、通知します。

通知額 ¥

工 事 名
工 事 場 所
契 約 日
請負代金額 ¥

(注1) 本通知に関しては、引渡後遅滞なく行うものとする。

(注2) 受注者は、本通知に記載した通知額（対価の額）に110分の2を乗じて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）について、県からの納入通知書に基づき納付するものとする。

島根県発注建設工事の受注者の皆様へ

令和元年10月4日
島 根 県

長期大規模工事等に関する消費税の取扱いについて（お知らせ）

このことについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。）附則第16条第1項において準用する第7条第1項の適用を受けた場合は、下記のとおり手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 対象工事

(1) 消費税法第17条第1項に規定する長期大規模工事

引渡しの期日までの期間が1年以上で請負額が10億円以上の工事（消費税法第17条第1項が引用する所得税法第66条第1項及び法人税法第64条第1項）

(2) 消費税法第17条第2項に規定する工事

所得税法第66条第2項又は法人税法第64条第2項の規定により工事進行基準の方法により経理することとしている工事

2. 消費税法第7条第4項の通知について

同条第1項が適用される工事の受注者の方は、別添の様式により発注機関あて提出いただきますようお願いいたします。

3. 通知提出後の手続きについて

受注者の方から、消費税法第7条第4項の通知が発注者に提出された場合、同条第1項の適用を受ける対価については旧税率（8%）が適用されますので、発注者への返納手続きを行っていただきます。

【問い合わせ先】

○返納手続きに関すること

土木部土木総務課建設産業対策室

0852-22-5388

○消費税法改正法に関すること

お近くの税務署または

国税局電話相談センターへ